別紙様式第10－2　　公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	吸収式冷温水発生装置年間保守　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	ダイダン㈱中国支社 広島市中区加古町2-22	1,540,000 （税込）	当該業者は装置の設置施工業者であり院内設備内容を熟知しており保守対応が可能な業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないに該当のため（日 本赤十字社会計規則第36条第3項）	
2	消防用設備年間保守一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	TRCワークシステム 広島県三原市深町 1295-1	2,035,000 （税込）	当該業者は設備の施工業者であり院内の設備内容を熟知しており保守対応が可能な業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないに該当のため（日 本赤十字社会計規則第36条第3項）	
3	自家用電気設備年間保守　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	一般財団法人中国電気保安協会 広島市中区小町4-33	1,617,781 （税込）	当該業者は保守業務の過去実績があり院内設備内容を熟知しており、実績と信頼があること。また過去に他業者(個人)と契約していたが不誠実な対応があり業務に支障があったことから、他社の参入は不利と認められるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく）	
4	オーダリングシステムソフトウェア保守　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱サンネット 広島市中区袋町4-21	250,096 （月額・税込）	当該ｼｽﾃﾑは契約業者独自のｼｽﾃﾑであり保守対応が可能な業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないに該当のため（日 本赤十字社会計規則第36条第3項）	予定調達総額 3,001,152

備考
(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10－2　　公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
5	電子カルテシステムソフトウェア保守　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱サンネット 広島市中区袋町4-21	231,000 （月額・税込）	当該ｼｽﾃﾑは契約業者独自のｼｽﾃﾑであり保守対応が可能な業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないに該当のため（日 本赤十字社会計規則第36条第3項）	予定調達総額 2,772,000
6	電子カルテシステムサーバー保守　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱サンネット 広島市中区袋町4-21	116,094 （月額・税込）	当該ｼｽﾃﾑは契約業者独自のｼｽﾃﾑ構築用のﾊｰﾄﾞｳｪｱであり保守対応が可能な業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないに該当のため（日 本赤十字社会計規則第36条第3項）	予定調達総額 1,393,128
7	電子カルテシステムソフトウェア保守(増設分） 一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱サンネット 広島市中区袋町4-21	125,719 （月額・税込）	当該ｼｽﾃﾑは契約業者独自のｼｽﾃﾑであり保守対応が可能な業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないに該当のため（日 本赤十字社会計規則第36条第3項）	予定調達総額 1,508,628
8	眼科用電子カルテシステムソフトウェア保守一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱サンネット 広島市中区袋町4-22	206,800 （月額・税込）	当該ｼｽﾃﾑは契約業者独自のｼｽﾃﾑであり保守対応が可能な業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないに該当のため（日 本赤十字社会計規則第36条第3項）	予定調達総額 2,481,600

備考
(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10－2　　公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
9	施設設備総合管理労働者派遣（2名）	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱アトラック 広島県三原市皆実 1-21-15	2,500 （時間・税別）	当該業者は院内の設備に精通し業務に必要な知識を有しいること、また研修会等にも参加し業務上必要な院内対応を熟知していることから、他社の参入は不利と認められるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく）	予定調達総額 14,355,000
10	院内洗濯業務委託一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	日本基準寝具㈱ 広島市安佐南区大町 東1-18-44	264,000 （月額・税込）	当該業者は業務委託内容に精通し業務に必要な知識を有しいること、また研修会等にも参加し業務上必要な院内対応を熟知していることから、他社の参入は不利と認められるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく）	予定調達総額 3,168,000
11	白衣等洗濯業務委託一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月1日	日本基準寝具㈱ 広島市安佐南区大町 東1-18-44	299,200 （月額・税込）	当該業者は業務委託内容に精通し業務に必要な知識を有しいること、また研修会等にも参加し業務上必要な院内対応を熟知している。また関連業務委託業者を統一することにより業務効率と経費抑制を図れることから他社の参入は不利と認められるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく）	予定調達総額 3,590,400

備考
(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10－2　　　公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
12	入院診療棟カーテン賃貸借(保守対応含む)　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月１日	日本基準寝具㈱ 広島市安佐南区大町東1-18-44	121,000 (月額・税込)	現状カーテンの継続使用であり対応可能業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する ため（日本赤十字社会計規則第36条第3項)	予定調達総額 1,452,000
13	寝具類賃貸借　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月１日	日本基準寝具㈱ 広島市安佐南区大町東1-18-44	582,120 (月額・税込)	当該業者は業務委託内容に精通し業務に必要な知識を有しいること、また研修会等にも参加し業務上必要な院内対応を熟知していること、更に関連業務委託業者を統一することにより業務効率・経費抑制が図れることから、他社の参入は不利と認められるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく)	予定調達総額 6,985,440
14	院内常駐清掃業務委託 一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年4月１日	㈲モリタ美研 広島県三原市宗郷4丁目9-12	1,592,800 (月額・税込)	当該業者は業務委託内容に精通し業務に必要な知識を有しいること、また研修会等にも参加し業務上必要な院内対応を熟知していることから、他社の参入は不利と認められるた（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく)	予定調達総額 19,113,600
15	第一種圧力容器（2器）保守	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町 二丁目7-1	令和2年2月25日	三浦工業㈱ 愛媛県松山市堀江町7番地	1,446,244 (税込)	当該業者は装置の製造・納入業者であり設備状況を熟知しており保守対応が可能な業者は同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないに該当のため（日 本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考
(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10－2　　公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
16	感染性廃棄物収集運搬処理業務委託　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱尾道開発 広島県尾道市長者原一丁目220-37	2,805 (単価・税込)	委託内容から感染性廃棄物を院外へ搬出することのリスクを鑑み、運搬距離を極力抑えられる近隣・市内の優良業者を選定基準とした中で、当該業者は実績と信頼がある優良業者であることから他社の参入は不利と認められるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく）	予定調達総額 1,220,175
17	産業廃棄物収集運搬処理業務委託　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱森剛 広島県三原市糸崎三丁目1-15	132,000 (月額・税込)	委託内容から廃棄物を院外へ搬出することのリスクを鑑み、運搬距離を極力抑えられる市内の優良業者を選定基準とした中で、当該業者は実績と信頼がある優良業者であることから他社の参入は不利と認められるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく）	予定調達総額 1,584,000
18	一般廃棄物収集運搬及び外構清掃業務委託 一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町二丁目7-1	令和2年4月1日	㈱コレクトなかの 広島県三原市沼田東町納所269-1	275,000 (月額・税込)	当該業者は市指定の優良業者であり実績と信頼があること、また複数社の見積もり比較から有効であると認められるため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条11項に基づく）	予定調達総額 3,300,000
19	高周波手術装置　一式	三原赤十字病院 管財課 広島県三原市東町二丁目7-2	令和2年4月1日	共和医理器㈱ 広島県福山市明神町2-12-15	7,843,000	入札規定回数の3回行ったが不落札のため交渉による随意契約とした（日本赤十字社会計規則施行細則第36条随意契約の特例に基づく）	

備考
(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのでなく、具体的理由を簡潔に記載する。